

令和7年度 第8回杵築市農業委員会総会議事録

令和7年11月5日 水曜日 午後1時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	長友 礼子	3番	藤 原 洋 三
4番	小 野 弘 文	5番	田 坂 圭 司	6番	阿 部 正 俊
7番	古 宮 輝 美	8番	永 野 恵	9番	河 野 秀 徳
10番	岩 尾 一 也	11番	藤 松 美 潮	12番	廣 石 良 幸
13番	松 田 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

河 村 全 明	緒 方 幸 茂	工 藤 健 司	川 野 勝 彦
杉 本 幸 雄	片 岡 正 子	藤 崎 公 徳	荒 卷 良 直
三 浦 政 己	川 崎 孝 子	古 宮 政 俊	加 藤 定 一
甲 斐 義 信	伊 藤 美 生	宮 本 達 夫	豊 田 健 二
野 田 由 紀	三 浦 真 治		

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	梶 原 由 紀 子	農地・管理係主査	阿 部 貴 之

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 33 号 農地法第3条の申請について
議案第 34 号 農地法第5条の申請について
議案第 35 号 非農地証明願いについて
議案第 36 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
報告第 7 号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに
使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和7年度第8回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(13:35開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、12番、廣石良幸委員、3番、藤原洋三委員の両委員を指名いたします。続きまして、会議書記の指名ですが、書記については事務局職員より中根次長並びに阿部主査を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第33号から議案第36号までの4議案15件と報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第33号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
阿部主査	事務局の阿部です。よろしくお願いします。 議案書1ページをお開きください。 「議案第33号」農地法第3条の申請について 農地法第3条第1項及び同施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。 ア.所有権の移転。番号1番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■■■歳。譲受人、■■■■、■■■■、■■■■歳。申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、台帳現況ともに田、地積■■■■㎡、合計1筆の■■■■㎡。譲受人の経営面積は田・畑合わせて■■■■㎡ a。理由は、離農のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	1番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	現在の耕作は近隣の人がやっています。譲渡人と譲受人はいとこ同士です。現地の状況は今から使える状態でした。審議をお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	許可基準です。離農により農地の管理が困難な譲渡人と、申請地近隣に実家のある譲受人との間で、売買の話がまとまったため、申請となりました。譲渡人の父親と譲受人の母親が兄妹で、兄から、妹である譲受人の母親が耕作を任されていたが、亡くなったために息子である譲渡人が耕作を母親に変わり任されました。取得後は、申請地近隣の実家に頻繁に帰り、母親の代から共に耕作していただいていた方と一緒に、引き続き水稻を耕作することから、今回の農地取得にあたり、耕作及び管理については問題ありません。 許可条件ですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号1番です。不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われまます。 また、地域計画及び墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。

阿部主査	<p>番号2番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■■■歳。譲受人、■■■■区、■■■■、■■■■歳。申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、台帳現況ともに田、地積■■■■m²、他1筆、合計2筆の■■■■m²。譲受人の経営面積は田畑合わせて■■■■a。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	申請者は市外在住で、申請地は以前から譲受人の■■■■さんが管理しており、今回の所有権移転となりました。譲受人は以前から地元で農業をされており、問題ないと思います。
議長	2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	譲受人は地元では地域のリーダーとして共同防除等を行っています。以前から譲渡人の土地の管理等をしてきた人なので、問題ないと思います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	<p>許可基準です。相続により取得した市外在住で管理が困難な譲渡人と、申請地周辺に居住し、これまで申請地を既に耕作をしている譲受人との間で、売買の話がまとまったため、申請となりました。取得後は引き続き水稻耕作を行っていくことから、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ありません。</p> <p>許可条件ですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号2番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。</p> <p>また、地域計画及び墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第33号」について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第33号」については、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第33号」については、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第34号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
梶原主査	<p>事務局の梶原です。よろしくお願います。</p> <p>議案書2ページをお開きください。</p> <p>議案第34号農地法第5条の申請について</p> <p>農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。</p> <p>一般転用（賃借権の設定）になります。</p> <p>番号1番、申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■、農業、■■■■歳。</p>

	<p>転用者、[]区、[]、農業、[]歳。</p> <p>申請の土地、大字[]、地目、畑、地積[]㎡、合計1筆の[]㎡。</p> <p>申請内容、農業用施設用地として。</p> <p>申請理由、申請地に農業用倉庫兼休憩場所、駐車場を整備して、農作業の利便性向上を図りたい。</p> <p>こちらは第1種農地で追認案件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	<p>国道213号線を[]方面に向かい、山手に入って頂上付近です。以前みかん園の造成を行った土地です。申請地は共用に整備した土地で、所有権が共有ですが、[]氏が代表となっています。[]氏は以前、造園業をしており、今はみかんの栽培を行っています。農業倉庫を建てていましたが、その前に砂利を敷いて造成を行っており、これから何か建てるのではないかとという雰囲気でした。口約束で共有利用相手の[]氏とやり取りをしていましたが、トラブルになりかけていたので、[]氏が仲介に入って正式に賃貸契約を結ぶこととなりました。[]氏は[]歳ですが、高齢なので5年後にはもどに戻すという約束をとりつけているようです。今は資材置き場のようになっており、ロープ等で立ち入れないようになっていますが、正式契約を結ぶため問題ないと思います。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。
梶原主査	<p>土地所有者の[]さんは申請地周辺で柑橘類を栽培しており、転用者の[]さんも、申請地周辺や[]で柑橘類を栽培しています。</p> <p>今回の転用の目的は、自作の農地に近い申請地を農業用施設用地として利用することです。なお、本件は追認案件です。</p> <p>追認案件となった理由につきましては、令和7年7月に、転用許可を得ることなく、農業用施設用地として造成していたためです。</p> <p>申請地は当初、雑草木が生い茂った非農地状態であったことから、農地であるという認識がなかったため、農地法の許可を得ないまま土地を整備し碎石を敷いて農業用倉庫を建てていたところ、周辺の耕作者に指摘され、今回の申請となりました。このことにつきましては、転用者から始末書が提出されています。</p> <p>まず、立地基準です。</p> <p>申請地は、概ね10ha以上規模の一段の農地の区域内にある農地であることから「第1種農地」と判断されます。「第1種農地」は原則転用許可することができませんが、例外的に許可することができます。申請地は例外の【申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設に供するもの】に該当し、転用許可ができる農地になります。</p> <p>代替地の検討も行いましたが、自作の農地に近く利便性が高いこと、十分な面積が確保できることから、この土地に決めたようです。</p> <p>また、この土地は農用地区域内農地ですが、使用目的の用途変更済みであることを確認しております。</p>

	<p>次に、一般基準です。</p> <p>申請地の北側は畑及び雑種地、東側、南側、西側は公衆用道路にそれぞれ接しており、隣接する農地の土地所有者は貸人の伊藤さんであるため、営農上の問題はありません。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地1筆■■■■㎡に、約100㎡の畑地を残した他は駐車場・椎茸柵木置場として碎石が既に敷かれて造成されており、約■■■■㎡のほぼ完成間近の農業用倉庫が建築されています。</p> <p>なお、農地法の許可が下りるまでは、工事を中断するよう転用者に申し入れを行っております。</p> <p>排水計画につきましては、これまで通り既設の排水路に接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましても、自己所有の廃材を使い、自ら施工を行うため、新たな費用は発生しません。</p> <p>最後に、今回の転用に関する土地の賃貸借契約について補足します。</p> <p>契約期間を5年間とし、申し出により更新可能としておりますが、契約終了時は、転用者は自費で倉庫を解体し、土地を農地に還元して明け渡す旨が明確に記載されており、連帯保証人及び立会人と共に、貸人・借人の記名押印された契約書の写しが添付されていることを申し添えます。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第34号」について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>意見・質疑なしとの声あり</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第34号」については、農地法第5条第1項により、許可することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしとの声あり</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第34号」については、これを許可することに決めます。</p>
議長	<p>次に「議案第35号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。</p>
梶原主査	<p>議案書3ページをお開きください。</p> <p>議案第35号「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■■区、地番■■■■■■、地目、畑、地積■■■■㎡、合計1筆の■■■■㎡。申請地の状況は宅地で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和45年9月30日付けで農地法第5条許可を受けて住宅を建築したが、地目変更登記をしていなかったとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>1番について、■■■■農地委員より説明願います。</p>
■■■■委員	<p>■■■■の裏側の西にある土地です。申請者は過去に農地法の許可を受けて住宅を建築しましたが、地目変更をしていなかったという案件です。現状はすでに宅地なので非農地として問題</p>

	ないと思います。
議長	1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	住んでいない雰囲気があったので様子を見ましたが、玄関口を見ると花が飾ってありましたので、親族の人が来ているのかな？と思います。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	<p>現地を10月20日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。申請者は、昭和45年に売買により申請地を取得しています。ラミネートされてある「非農地証明書発行基準一覧表」をご覧ください。申請地の現況は、証明書発行基準第2の2に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に、これまでどおり宅地として管理するとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
梶原主査	<p>番号2番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、畑、地積■■■■㎡、他1筆、合計2筆の■■■■㎡。</p> <p>申請地の状況は雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、平成20年3月28日付けで農地法第5条許可を受けて共同住宅用地として造成したが、地目変更登記をしていなかったとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■■■■農業委員より説明願います。
■■■■委員	平成20年にアパート用に転用許可をもらっていましたが、地目を変更していなかったようです。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	<p>現地を10月17日と21日に、■■■■農業委員と確認しました。申請者は、平成20年に売買により申請地を取得しています。転用許可後、工事残土で盛土し、宅地造成工事までは行いましたが、リーマンショックの影響で共同住宅は建設できなかったとのことです。申請地の現況は、証明書発行基準第2の2に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に、土地の有効活用のため売却する予定とのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
梶原主査	番号3番、申請者、■■■■、■■■■、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■

	<p>■■■、地目、畑、地積■■■㎡、他3筆、合計4筆の■■■㎡。申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成22年頃までは、義理の母がみかんを作っていたが、高齢になったこと、農地としての管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>3番について、■■■農地委員より説明願います。</p>
■■■委員	<p>平成22年頃まで、■■■さんのご主人の母親がみかんを栽培していましたが、高齢により管理ができなくなり、雑木や竹に覆われてしまい農地としての再利用が困難な状態となりました。</p> <p>申請地はご主人が亡くなられて、■■■さんが相続した土地です。</p>
議長	<p>3番について、■■■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■■■委員	<p>平成22年ごろから荒れてしまっており、15年ほど経過しているためやむを得ないかと思えます。</p>
議長	<p>証明書発行基準について、事務局より説明願います。</p>
梶原主査	<p>現地を10月21日に■■■農地委員、27日に■■■農業委員と確認しました。申請者は、令和5年に夫からの相続により申請地を取得しています。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。</p> <p>また、この土地は1月20日付けで農用地区域からの除外申請予定であり、各関係機関・関係者とは協議済みです</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に、山林として管理するとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、4番について事務局の説明を求めます。</p>
梶原主査	<p>番号4番、申請者、■■■、■■■、申請の土地、大字■■■、地番■■■、地目、田、地積■■■㎡、合計1筆の■■■㎡。申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和60年頃に、減反政策によって稲作を止めたこと、市外在住で農地の管理も困難なことからやむなく耕作を断念したとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>4番について、■■■農地委員より説明願います。</p>
■■■委員	<p>昭和60年ごろまで水田をしておりましたが、減反政策にあわせて稲作をやめたようです。■■■氏が市外に在住しており、申請地は草木が生い茂ってしまい、農地としての利用は難しい状態です。</p>
議長	<p>4番について、■■■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■■■委員	<p>写真のとおり竹が茂っています。この先、ここを農地として利用するのは困難と思えます。</p>
議長	<p>証明書発行基準について、事務局より説明願います。</p>
梶原主査	<p>現地を10月20日に■■■農地委員、■■■農業委員と確認しました。申請者は、昭和52年に父からの相続により申請地を取得しています。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。</p>

	<p>また、この土地は1月20日付けで農用地区域からの除外申請予定であり、各関係機関・関係者とは協議済みです</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に、山林として管理するとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
梶原主査	<p>番号5番、申請者、■■■■、■■■■、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、田、地積■■■■㎡、他1筆、合計2筆の■■■■㎡。申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、平成26年頃までは、近くに住む親戚がお米を作っていたが、高齢になったこと、県外在住で管理も困難なことからやむなく耕作を断念したとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	5番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	この土地は想像以上に荒れており、木が生えているような状態です。申請者は県外在住で管理ができないようです。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	<p>現地を10月17日に■■■■農業委員、21日に■■■■農地委員と確認しました。申請者は、昭和51年に相続により申請地を取得しています。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。</p> <p>また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に、原野として管理するとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、6番について事務局の説明を求めます。
梶原主査	<p>番号6番、申請者、■■■■、■■■■、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、畑、地積■■■■㎡、合計1筆の■■■■㎡。申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、平成15年に父からの相続により申請地を取得したが、相続時点から雑木・雑草が生い茂っており、県外在住で管理も困難なことからやむなく耕作を断念したとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	6番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	旧中学校跡地の裏にあたり、石垣の下側にあります。農地として活用できそうにない状態でした。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	<p>現地を10月17日に■■■■農業委員、21日に■■■■農地委員と確認しました。申請者は、平成15年に父からの相続により申請地を取得しています。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。</p> <p>また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。</p>

	<p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に、周辺の空き家と併せて売却する予定とのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、7番について事務局の説明を求めます。
梶原主査	<p>番号7番、申請者、[]区、[]、申請の土地、大字[]、地番[]、地目、畑、地積[]㎡、他4筆、合計5筆の[]㎡。申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、平成10年頃までは、養蚕のための桑畑として管理していたが、養蚕農家がなくなったこと、高齢になり農地としての管理も困難になったことからやむなく耕作を断念したとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	7番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	<p>申請者は[]の人です。元的地権者が家を建てる予定で、お金を申請者から借りて担保として申請者が譲り受けたようです。子供が建設会社の跡を継いでいるのですが、遊休化した土地を子供の代に残したくないため非農地にしたいとのことです。この付近は猪が多く出て大変な場所です。このあたりは戦場跡地です。昭和36年ごろまで桑畑でしたが、今は高齢化で借り手がないようです。</p>
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	<p>現地を10月16日に[]農地委員と確認しました。申請者は、平成6年に売買により申請地を取得しています。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。</p> <p>また、この土地は1月20日付けで農用地区域からの除外申請予定であり、各関係機関・関係者とは協議済みです</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に、土地の有効活用のため売却する予定とのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第35号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第35号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第35号」については、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	次に、「議案第36号」「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

阿部主査	<p>議案書5ページをご覧ください。</p> <p>「議案第36号」「農用地利用集積等促進計画(案)」に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に係る農用地利用集積等促進計画(案)について意見を求める。</p> <p>ア. 利用権の設定(公社への貸付)です。公社への貸付ですので、借人はすべて公益社団法人大分県農業農村振興公社となります。よって借人の説明は省略いたします。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、[]、[]、申請の土地、大字[]、地番[]、地目、田、地積[]㎡、合計1筆の[]㎡です。番号2番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]、地番[]、地目、田、地積[]㎡、他1筆、合計2筆の[]㎡です。番号3番、申請人、貸人、山[]区、[]、申請の土地、大字[]、地番[]、地目、畑、地積[]㎡、他3筆、合計4筆の[]㎡です。今回の大分県農業農村振興公社への貸し付けは、番号1番から3番の合計7筆、[]㎡。貸し手農家数3戸、借り手農家数1戸、利用権の設定面積は、[]㎡です。</p> <p>続きまして、議案書6ページをお開きください。</p> <p>イ. 利用権の設定(公社からの貸付)です。公社からの貸付ですので、貸人はすべて公益社団法人大分県農業農村振興公社となります。よって貸人の説明を省略します</p> <p>番号4番、貸人、大分市、大分県農業農村振興公社 理事長岡本天津男、借人、[]区、[]、[]歳、対象農地は、杵築市[]、3筆[]㎡です。5ページの番号1・2番の土地となります。借人の[]さんは認定農業者です。利用権の種類は賃借権で、設定期間は5年再設定です。耕作作物はいちごととなっております。土地の詳細につきましては、7ページの貸付調書に記載されていますので、各自でお読み取りください。</p> <p>番号5番、借人、[]区、[]、[]歳、対象農地は、杵築市[]、3筆、杵築市[]、1筆、[]㎡で、5ページの番号3の土地となります。借人の[]さんは、認定農業者です。利用権の種類は賃借権で、設定期間は10年です。耕作作物は牧草となっております。土地の詳細につきましては、8・9ページの貸付調書に記載されていますので、各自でお読み取りください。</p> <p>今回の大分県農業農村振興公社からの貸し付けは、番号4番から5番の合計7筆、[]㎡。貸し手農家数1戸、借り手農家数2戸、利用権の設定面積は、[]㎡です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第36号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>意見・質疑なしとの声あり</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第36号」については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしとの声あり</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第36号」については、「意見なし」として報告します。</p>
議長	<p>これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第7号」があります</p>

	<p>ので、事務局より報告願います。</p>
阿部主査	<p>議案書10ページをお開きください。</p> <p>報告第7号農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理についてです。</p> <p>下記の土地について農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の合意解約が成立したので報告します。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、[]、[]、借人、申請の土地、大字[]、地番[]、地目、畑、地積[]㎡、合計1筆の[]㎡です。理由は離農のためです。</p> <p>続きまして、番号2番と番号3番についてですが、関連がございますので併せてご報告します。番号2番の借人、[]区、[]、[]歳が公益社団法人大分県農業農村振興公社を介し借り入れている土地、大字[]、[]、地目、田、地積[]㎡、1筆を番号3番の貸人、[]区、[]、[]歳に返還し、賃貸借から使用貸借に変更をするための合意解約です。</p> <p>続きまして、番号4番と番号5番についてですが、関連がございますので併せてご報告します。番号4番の借人、宇留嶋雄蔵氏が公益社団法人大分県農業農村振興公社を介し借り入れている土地、大字[]、[]番、地目、田、地積[]㎡、1筆を番号5番の貸人、[]氏に返還し、売買支援事業活用のための合意解約です。</p> <p>続きまして、番号6番の借人、[]氏が、公益社団法人大分県農業農村振興公社を介し、借り入れている土地、大字[]、地番[]、地目、畑、地積、[]㎡、理由は新たに借人の変更を行うためです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>以上をもちまして、令和7年第8回杵築市農業委員会総会を閉会します。</p>
	<p>(14:20終了)</p>